

株式会社トータルライフサポート研究所 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 管理職（課長級）の女性労働者の割合を30%以上にする。

取組内容 令和7年4月～ 女性労働者が活躍できる企業であることをPRする
令和7年4月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う
（ホームページに掲載）